

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 7 号

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例

相模原市営自動車駐車場条例(昭和 6 3 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「月額 2 5, 0 0 0 円の範囲内で定期駐車券(以下「定期券」という。)を」を「次の各号に掲げる定期駐車券(以下「定期券」という。)を当該各号に定める額の範囲内の額をもつて」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般定期駐車券 月額 2 5, 0 0 0 円
- (2) 位置指定定期駐車券(相模大野立体駐車場の利用に係るものに限る。以下同じ。) 月額 3 0, 0 0 0 円

第 8 条第 1 項中「前条第 2 項の」を削り、同条第 2 項中「定期券」を「一般定期駐車券」に、「、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を」を「駐車場所を特定し、又は優先して入場し、若しくは駐車することができる旨を、位置指定定期駐車券の発行に当たっては優先して入場することができる旨を、それぞれ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 7 条第 2 項の規定により発行されている定期駐車券は、改正後の第 7 条第 2 項第 1 号の規定により発行された一般定期駐車券とみなす。